

ぱーそなる すけつち

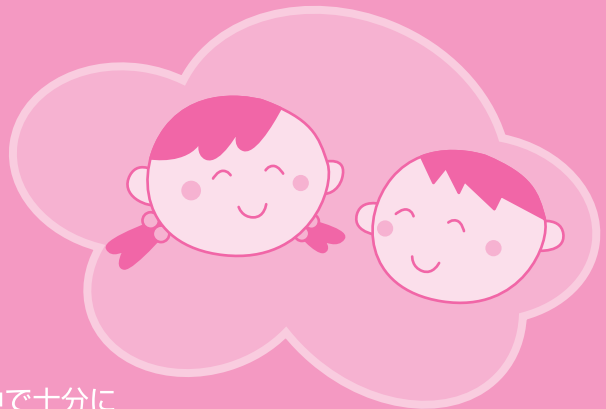
「発達障がい」・その理解と支援のために



函館市

「発達障がい」・その理解と支援のために

は・じ・め・に



発達障がいは身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障がいでした。

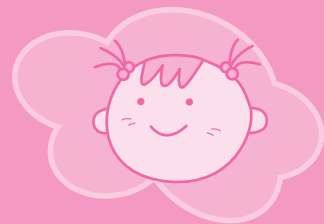
また、発達障がいのある方は、特性に応じた支援を受けられることができれば十分に力を発揮できる可能性がありますが、これまではその支援する体制が十分ではありませんでした。



このような背景を踏まえ、発達障がいについて社会全体で理解して支えて行くために平成17年4月に発達障害者支援法がスタートしました。

この法律では、発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

発達障がいのある方の相談をはじめ、障害者総合支援法や児童福祉法の各種サービスを利用することができます。



このパンフレットは、発達障がいについての理解を深めるとともに発達障がいについての相談窓口を紹介することを目的に作成しました。

発達障がいがある方が身近にいる関係者や、広く発達障がいに関心のある方々はもちろんのこと、市民の皆様が発達障がいについての理解を深めることに少しでも役に立ち活用していただければ幸いです。



ぱーそなる・すけっす

目次

理解するページ

「発達障がい」ってなんだろう? ……………	4
子育てで気になること ……………	6
発達障がいとのつきあい方 ……………	8

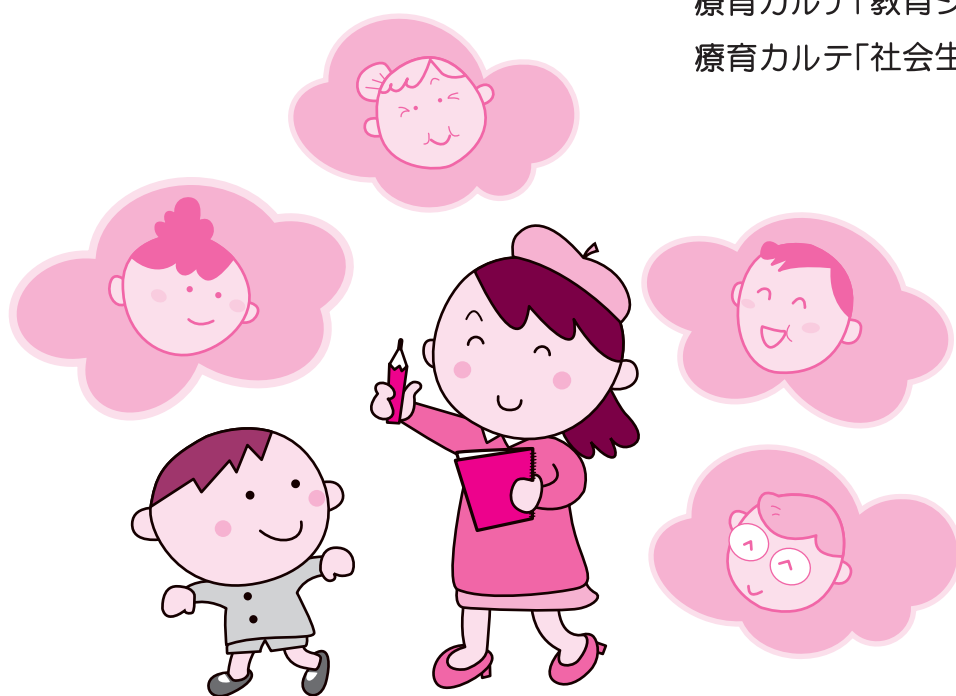
支援するページ

発達障がい児(者)の福祉制度について

- 療育手帳……………12
- 障害基礎年金 ……………14
- 障害者自立支援法 ……………16
- 各種相談機関 ……………18

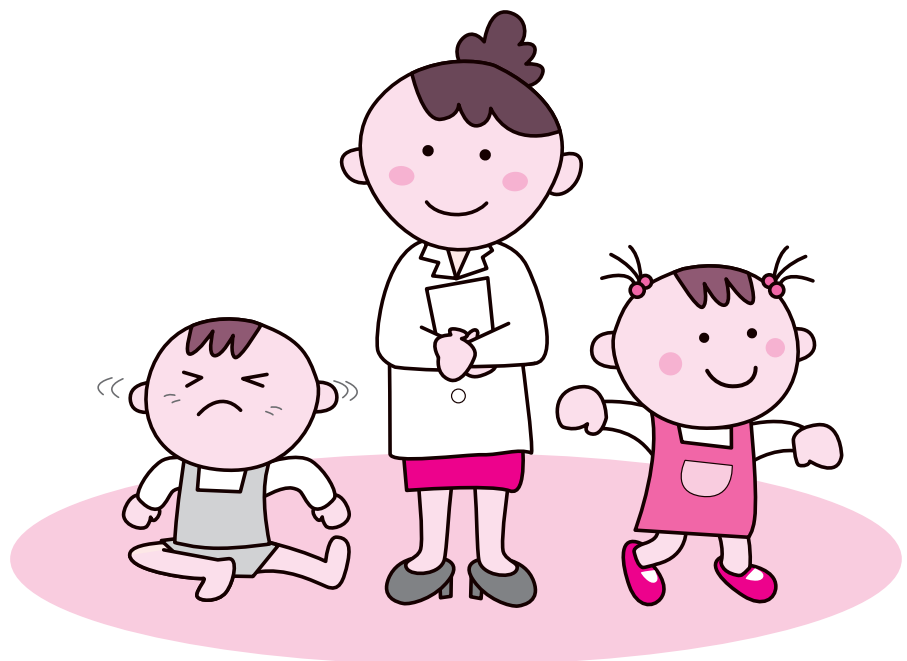
療育カルテを書こう

「療育カルテ」とは? ……………	22
記載のポイント ……………	24
療育カルテ「生育シート」……………	31
療育カルテ「医療シート」……………	33
療育カルテ「療育・保育シート」……………	35
療育カルテ「教育シート」……………	37
療育カルテ「社会生活シート」……………	39



誰のせいでもない

発達障がいの原因については、脳の発達の単純な遅れではなく、さまざまな要因が関係しています。



発達障がい

理解

するページ

んだよ



理解

その1

「発達障がい」ってなんだろう？

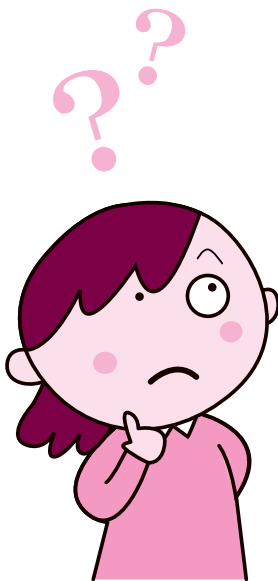
発達障がいとは？

発達障がいという言葉は、日常的に使用されていますが、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、知的障がいなどがあり、状態像は多様であり、同じ診断名でも子どもの個性や、発達の状況、年齢、おかれた環境によって目に見える症状は異なります。

また、発達の遅れや偏りがわずかであったり、部分的であったりすることから、日常生活を送る上では、周囲に発達障がいと思われにくいいため、「子どもがふざけている」「親のしつけがなっていない」といった誤解を受けやすい場合が多くあり、親の育て方の問題から生じたと誤解されることも多いのですが、決して親の育て方の問題ではないことを理解してください。

発達障がいの原因については、脳の発達の単純な遅れではなく、さまざまな要因が関係しています。先天的な要因の大きい脳の発達の特徴で、親の育て方に原因があるとか愛情不足によるということではありません。

発達障がいのある人の理解をすすめる上で、それぞれの方に個性はありますが、それぞれの方には活用できる能力があり、適切な配慮のもとでは、就労し社会的な自立を成し遂げることができます。



- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともある

自閉症

広汎性発達障がい(PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障がい(AD/HD)

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障がい(LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障がいに含まれる。



(1) 発達障害者支援法で定められている障がい

自閉症

- ・ 社会性の障がい(他者とのやり取りが苦手、楽しみが共有できない、仲間関係が作れないなど)があります。
- ・ コミュニケーションの障がい(言葉の遅れ、会話が続かない、オウム返しなど)があります。
- ・ 想像力の障がいがあり、こだわり行動(限定したものに興味を示し熱中する、習慣や儀式的行為にこだわる)などがあります。
- ・ 生後3年以内に上記の3つの兆候が同時にある場合自閉症と診断され、主たる兆候は幼児期に気づかれることが多いです。
- ・ 最近の研究では7割程度が知的障がいを伴わない高機能群と言われております。

アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい

- ・ 知的に標準またはそれ以上(IQ70以上)のことが多いです。
 - ・ 自閉症と同じ幼児期兆候を持ち、発達するにつれて症状が目立たなくなる人もいますが、社会性の障がいなどのため、社会的な自立では大きな問題を持つことがあります。
 - ・ コミュニケーションの障がいがあっても、言葉の発達に遅れがない場合はアスペルガー症候群といわれます。
- ※自閉スペクトラム症、自閉症スペクトラム障害(ASD)は、広汎性発達障がいとほぼ同義で用いられます。

学習障がい(LD)

- ・ 知能に明らかな遅れがない場合が多く、標準もしくはそれ以上の知的能力があります。
- ・ 学力の著しい偏りがあります。(読み、書き、計算などの一部だけができない)

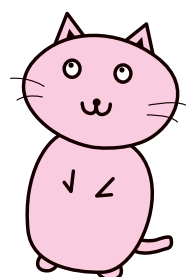
注意欠陥多動性障がい(ADHD)

- ・ 注意集中が難しいです。(不注意)
 - ・ 多動・落ち着きがなくじっとしてられないことが多いです。
 - ・ 衝動的で思いついたらすぐ行動に移してしまいます。(順番を待てない。)以上3つの症状を主な特徴とする障がいです。
- ※「注意欠陥多動性障がい」という名称は、最近の和訳では「注意欠如/多動性障がい」と改められていますが、ここでは発達障害者支援法で定義されている用語を用いています。

(2) 知的障害者福祉法で定められている障がい

知的障がい

- ・ 知能の発達に遅れがあるため、運動や言語の発達、身辺自立、集団参加、学習などに影響することがあり、原因が特定できないものが多いです。
- ・ 知的障害者福祉法による福祉制度の活用ができます。



理

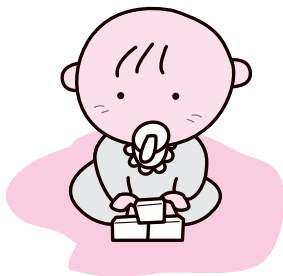
解

その2

「子育て」で気になること !!

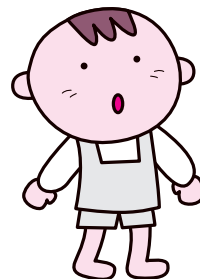
1歳半 くらいのとき

- 人と目をあわせないことが多い。
- 抱っこがしにくい。
- 原因がわかりにくい自傷行為を繰り返す。
- 歩けない、ハイハイもつかまり立ちも遅れている。
- 決まった遊びしかしない。



3歳 くらいのとき

- 言葉が遅く、話しかけても会話にならないことが多い。
- ほんの少しの時間もじっとしていられない。
- 何かにひどくこだわりとても困っている。
- 極端に寝付きが悪い。
- いくら教えても生活習慣が身に付かない。
- 癪癪がひどく、なかなかあさまらない。
- 自分では何も決められず、指示したことしかやれない。
- 保育園や幼稚園で集団にうまく入れない、他の子と一緒に遊べない。

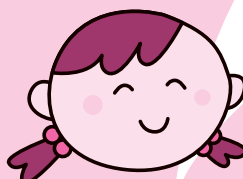


「早い気づきと一人ひとりに合わせたじっくりした対応」が大切

子どもの発達には個人差があり、一人として同じ子どもはいません。みんな違う個性を持ち、感じ方も、理解の仕方も違います。一人ひとりの子どもは、みんなかけがえのない大切な存在で、それぞれの可能性を持っています。

子どもの特性を理解することは、その子の必要としている理解の仕方に合わせた適切な支援や療育につながります。

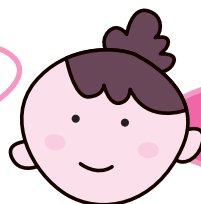
早期に子どもの特性に気づき、困っていることを見つけ、生活しやすくするための工夫をしていくことが大切です。



子どもが育てにくい

育児がうまくいかない

相談しましょう！

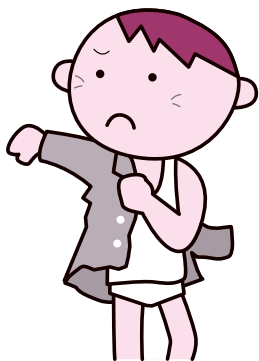


就学にあたって

小学校では「みんなといっしょに決められた時間内に決められた行動」をする機会がとて多くなります。

以下のことについてできますか？

- 自分でトイレに行けますか。
- 自分で着替えができますか。
- フォークや箸を使って食事ができますか。
- 名前を呼ばれて反応しますか。
- 自分の物と他の子の物の区別ができますか。



※療育カルテの活用

発達障がいの子どもには、一生涯の一貫・継続した支援・教育が不可欠との考えから療育カルテが考え出されました。

療育カルテは、療育・教育・医療からの支援を一貫・継続して行うためのひとつの方法として存在しており、子どもの成長・発達へのよりよい支援のために活用されます。療育カルテの構成は、5枚の基本シート（生育、医療、療育、教育、社会生活）からなっており、その時々での支援・教育に携わる専門家と家族が共に記載していきます。

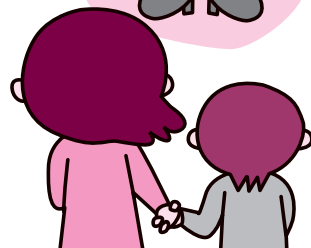
活用方法や様式については、22ページ以降をご覧ください。

「気になること」は、相談しましょう！

子どもの行動で気になることや、不安なこと、育てにくさを感じる場合は、ひとりで悩まず相談してみるのもひとつの方法です。保健所の乳幼児健診の際に、保健師に気軽に相談してみるのも良いでしょう。

また、児童発達支援を利用することもできますし、専門的な支援を行う療育機関もあります。子どもが保育所や幼稚園に通園している場合は、先生に相談してみるのも良いでしょう。必要がある場合には、相談・支援機関や専門の医療機関もあります。

また、就学にあたって、通常の学級か特別支援学級、あるいは、地域の学校や特別支援学校に行くべきかを迷う場合には、気軽に教育委員会や函館市北海道教育センターに相談し、必要な情報を収集し、その子の未来にとって最善の方法を一緒に考えていくことは大切なことです。

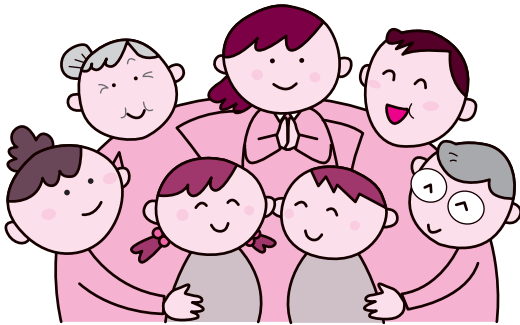


発達に気になることがあるときには

どうしたらいいの？ ～子どもとの接し方(幼児期から学童期)～

環境を整えましょう

- 「見通しの立つ環境にします」
 - ・ 生活の見通しが立つことは、子どもに安心を与え、社会性を伸ばす基礎になります。
 - ・ 一日の日課や予定の変更を目で見て分かるように、活動に関連した物や、絵や写真カードで示したり、日課の流れを文字で書いて示したりします。
 - ・ 「いつ」、「どこで」、「なにを」、「いつまで」、「どのようなやり方で」するのが、「終わったら次に何をするのか」をはっきり伝えます。
 - ・ 初めての経験や予定の変更がある場合には、ことばで説明するだけでは十分に理解できないことがあります。
 - ・ 変更の後には、いつもどおりの日課や楽しみがあることを示して、安心させることが大切です。
 - ・ 特に活動の「終わり」は、はっきりさせます。
- 「場所と活動の意味を一致させます」
 - ・ わかりやすい空間は、子どもの自発的な行動を促すものとなります。
 - ・ その場に行けば活動内容が分かるように、“勉強する”、“遊ぶ”、“食事をする”等の活動と、それを行う場所とが、できるだけ1対1で対応するようにします。(ついたてやカーペットを利用して部屋を区切る方法などがあります。)



- 「刺激に、無理に慣れさせないようにします」
 - ・ 刺激に慣れさせようとするのではなく、刺激を和らげる方法を考えます。音に敏感な場合、耳栓などを利用する方法もあります。

人との関わりは大事です

- 「人とのやりとりに安心感を育てます」
 - ・ 人とのやりとりが楽しくなると、除々に外の世界にも興味が広がってゆくので、あせらず子どものペースにあわせます。
 - ・ 一方的であっても子どもなりに大人に信号を出しています。こうした子どもからの信号に気づき、できるだけタイミング良く応じるように心がけます。
 - ・ 子どもが喜ぶことから子どもの要求を引き出すようにします。
(例. 身体接触を伴う遊び、手遊び、子どもが好きな絵を描く・好きな歌を歌う。)
- 「社会的なルールの理解の仕方を教えます」
 - ・ なぜその行動が良いのか(悪いのか)、いつどこでならその行動をしても良いのか等、本人にきちんと分かるように理由を説明します。
 - ・ 日常的に望ましい行動がとれている時にしっかりとほめるようにします。
(例. 「今日はあいさつできたね」「今日は“貸して”って言えたね」。)
- 「自発的なコミュニケーションの力を育てます」
 - ・ 話しことばによるコミュニケーションばかり期待しすぎず、書きことば(文字)、身振りやサイン、カードの選択、実物を示すなど、どんな方法でも本人が使える方法で、自分から表現できる方法を増やすことが大切です。
 - ・ 特に、「やめて(いや)」「いいいせん」「たすけて」「おしえて」等を自分で表現できるようにサポートします。

自尊感情を育みましょう

自尊感情とは、「私は私のままでいいんだ」「自分は自分のままでOK」という感覚です。二次障害を防ぐためには、この自尊感情を育むことがとても大切です。また、叱られたことや不快な体験をすると後々まで引きずる場合や一人ひとりを理解しないて対応すると子どもを傷つけてしまうことがあります。

○「いじめには特に注意が必要です」

- ・ ちょっとしたからかいに思えることでも本人はひどく傷ついてしまうものです。
- ・ 気持ちを共有し、時には代弁してあげることが大切です。
- ・ 周囲の友だちが、本人の困っていることを理解できるように、本人が説明したり、適切な関わり方のモデルを具体的に示すことが必要です。

○「得意なことはほめてのびします」

- ・ 好奇心や知識欲が旺盛で、好きなことには熱心に取り組めるという特徴から、独自の分野に豊かな知識のある子どもがいます。子どもの興味を良い方向に伸ばすように心がけます。

○「自分で選んで決めることをサポートします」

- ・ 将来的に自分がしたいことを自分で選び、自分で決める力を育てるためには、子どもの頃から日常生活の中で、自分で選択し経験を積み重ねておくことが役立ちます。

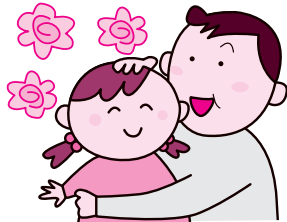
問題行動と考える時

○「原因を見極めて対処します」

- ・ 周りからは不適切な行動と思えても、まずは子どもの身になって原因を探ります。

(例. 状況が理解できない。指示がわからない。要求やNOが言えない。感覚に過敏さがある。など)本当にやめさせる必要があるのか冷静に判断します。

- ・ 多くの場合、環境を変えることで、不適切に見える行動は減少します。その後、適切な行動をしっかりとほめるようにします。



○「穏やかな声で、短く、注意します」

- ・ 子どもは否定的なことばに敏感です。肯定的な言い回しになるよう配慮します。(例. 「立たたらダメ」ではなく「座りますよ。」「走ってはダメ!」ではなく「歩きますよ。」「大きな声を出さないで!」ではなく、「小さな声で話します」。など)
- ・ 大きな声での叱責や体罰は、逆効果になるので、

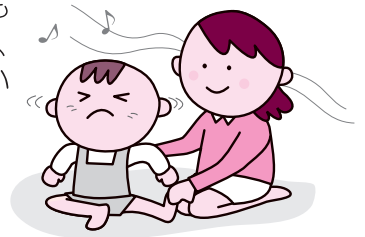
穏やかな声で、短く注意します。

○「不安やストレスをやわらげます」

- ・ 気持ちをコントロールする方法は、一人ひとり違います。(例. 深呼吸する、数を数える、好きな感触のものを触る、好きなスクラップを眺めるなど。)

○「パニックには落ち着いて対応します」

- ・ その場から離し、静かな場所で落ち着くのを待ちます。
- ・ パニックがおさまったら、「がまんできたね」などとほめます。
- ・ 会話ができる子どもなら、落ち着いた後で、穏やかに話しを聞いてあげます。



学校生活では

学校はそれまでとは違った新しい環境です。子どもたちは勉強だけではなく、学校生活での様々なルールや友だち関係を通して、社会性を獲得していきます。その後の人生の基礎となる大切な時期でもあり、成人した後のことを見越した長期的な視点でサポートを心がけることが大切です。

○「学習に取り組みやすいように配慮します」

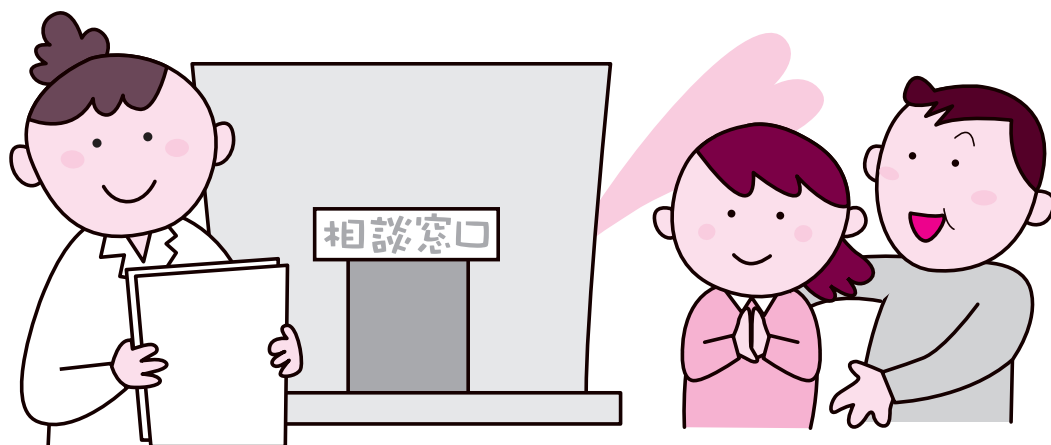
- ・ わずかな刺激で注意が逸れたり、空想にふけってしまったりする子どもがいます。保護者の了解を得て、子どもが授業に集中しやすい座席を考えます。
- ・ 得意なことと苦手なことの差が極端に大きい子どもがいます。一人ひとりの特性に応じた個別教育プログラムが必要です。



※この対応例は、一例に過ぎません。子どもの発達段階や特徴により、そのまま実践してもうまくいかない場合があることでしょう。その際には、その子に合った具体的な方法について、保健師や関係専門機関へ相談してください。

支援の体制が整って

発達障がいについて社会全体で理解して支えて行くために
平成17年4月に発達障害者支援法がスタートしました。
平成22年12月には障害者自立支援法一部改正法が制定され、
発達障がい障害者自立支援法の対象となることが明記されました。
平成24年度からは、障がい児を対象とした福祉サービスは、
児童福祉法により対応することになりました。



発達障がい

支援

するページ

きたよ



支援

その1

障がい者(児)の福祉制度について

療育手帳

昭和48(1973)年、「療育手帳制度について」により療育手帳の交付が始まりました。

療育手帳は知的障がいのある人が、各種サービスを受けやすくすることを目的に都道府県・指定都市が独自に要綱を策定して交付しています。そのため、自治体によって、手帳の名称(たとえば、「愛の手帳」「愛護手帳」等)や障がい程度の表示等が異なっていることがあります。北海道では、手帳の名称を「療育手帳」とし、障がい程度については、「A(最重度、重度)」と「B(中度、軽度)」があります。療育手帳の交付申請は函館市の窓口(福祉事務所障がい保健福祉課、福祉事務所亀田福祉課または各支所の福祉課)で行います。18歳未満の場合は北海道函館児童相談所、18歳以上の場合は道立心身障害者総合相談所で障がいの程度等の判定を受け、その結果に基づき、北海道知事から交付されます。

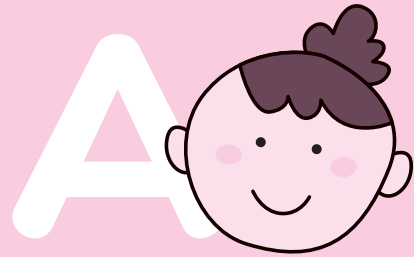
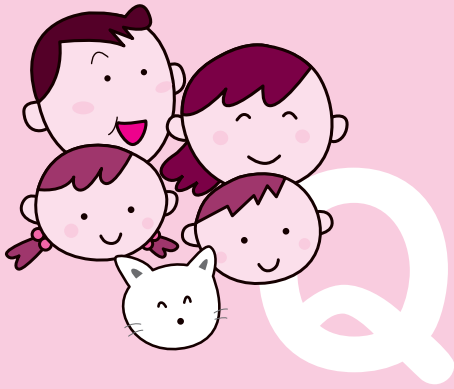
療育手帳を取得すると、下記のようなサービスを受けることができます。なお、発達障がいについては、知的障がいがないことにより、知的障害者福祉法の対象とならない場合が多いです。

- ① 特別児童扶養手当の支給(療育手帳がなくても申請は出来ます。)
- ② 心身障害者扶養共済への加入
- ③ 国税、地方税の諸控除の減免
- ④ 公営住宅の優先入居
- ⑤ NHK受信料の免除
- ⑥ 旅客鉄道株式会社などの旅客運賃の割引
- ⑦ 生活保護の障害者加算
- ⑧ 生活福祉資金の貸付
- ⑨ NTTの無料電話案内
- ⑩ 携帯電話使用料の割引
- ⑪ 公共施設の利用料割引

※療育手帳のほか、各種対象条件がある場合があります



療育手帳 Q&A



Q1 療育手帳を取得することで、何かメリットはありますか？

A1 療育手帳を取得すると、様々な優遇措置があり障害福祉サービスを利用する際に簡易な手続きで利用することができます。

Q2 発達障がいと言われましたが、療育手帳の該当になりますか？

A2 療育手帳は、知的障がい者（IQ＝概ね75以下）を対象とした手帳で、発達障がいそのものを対象としたものではありません。

また、社会性や基本的生活能力を加味して総合的な判断により交付されるので、まずは判定機関等に相談してみることをお勧めします。

また、発達障がいのある人で知的障がいを伴わない人については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる場合があります。

Q3 交通事故に遭ってから知能低下がみられるようになりましたが、療育手帳の該当になりますか？

A3 知的障がいとは、先天性や概ね18歳までに知能の発達が阻害された状態の総称であり、事故等の外傷によりおこる高次脳機能障がいや老人性の脳の変化や病気により知能低下した認知症などは、知的障がいとは区別されるため、療育手帳の該当にはなりません。精神障害者保健福祉手帳の該当となる場合があります。



障がい者(児)の福祉制度について

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金の被保険者期間中(保険料納付要件あり)、または被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、初診日がある病気やけがにより障がい者となり、日常生活に制限を受ける状態になったときに支給される年金です。

障害基礎年金は、障がいの程度によって1級と2級に分かれており、原則として障がい認定日に障がい等級表の1級または2級に該当する障がいの程度になっている時に支給されます。

なお、障害基礎年金のうち、20歳前障がいの障害年金の場合には、通常の障害基礎年金の場合と違って、給付要件は問われませんが、一定の所得制限が設けられています。

ことばの説明

- 初診日…………… 障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日
- 障がい認定日… 障がいの状態を定める日のことで、障がいの原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した場合にはその日
- 20歳前障がい… 20歳前の年金未加入期間中に障がいの原因となった傷病について初診日がある、または、先天性の知的障がい(精神遅滞)
- 障がいの程度… 「1級」…他の人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないような障がいの程度
「2級」…必ずしも他の人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない障がいの程度

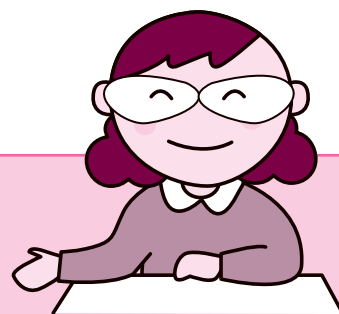
年金制度における障がいの程度は、交付を受けている障害者手帳の級(程度)とは認定基準が異なることから、障害者手帳の交付を受けている方が必ずしも障害基礎年金を受給できるとは限りません。また反対に、障害者手帳の交付を受けていなくても障害年金を受給できる場合があります。

障害基礎年金の支給を受けるためには、年金事務所もしくは函館市の窓口(国保年金課または各支所)で、請求書や診断書など必要書類を提出します。認められれば、おおむね3ヶ月程度で年金証書が届きます。

年金の額は、障害等級により異なりますが、年6回、偶数月にそれぞれの前月分までの分が支払われます。



障害基礎年金についての窓口



函館年金事務所

31-9086

函館市千代台町26番3号

市民部国保年金課

21-3159

函館市東雲町4番13号

亀田支所

45-5582

函館市美原1丁目26番8号

湯川支所

57-6163

函館市湯川町2丁目40番13号

支援

その3

障がい者(児)の福祉制度について

障がい福祉サービス

障害者総合支援法

概要

障がい者(児)がその能力や適性に応じ、地域で安心して、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う障害者自立支援法(以下、「自立支援法」という。)が、平成18年4月に施行されました。

この法律は、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、一元化した制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです。

また、制度の安定的な運用を目指し、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスを利用する人に利用に際して原則として1割の自己負担を定め(各種軽減措置あり)、みんなで支え合う仕組みを取り入れています。

対象となる障がい者(児)

自立支援法における障がい者および障がい児とは、いわゆる身体障がい、知的障がいまたは精神障がいの3障がいに該当する方でしたが、平成22年12月に自立支援法一部改正法が制定され、発達障がいの方も含まれることが明記され、サービス利用がしやすくなりました。また、自立支援法は、平成25年4月に改正され、障害者総合支援法(以下、「総合支援法」という。)となりました。

サービス体系

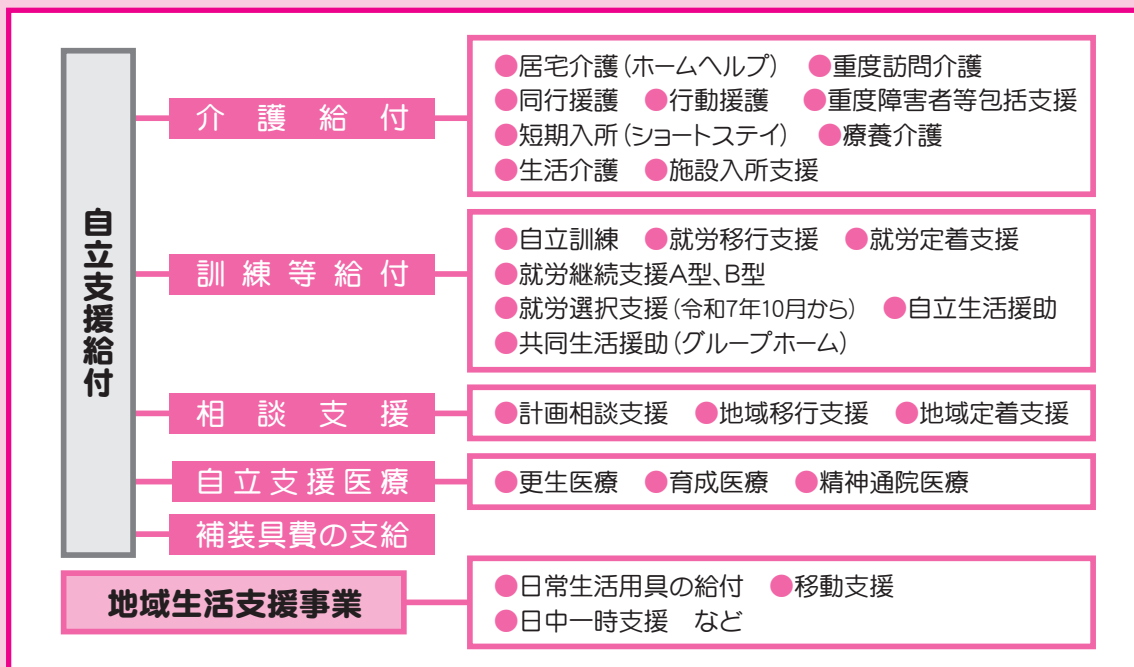
総合支援法による総合的なサービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は、全国一律のサービスです。この給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の4つに分かれています。また、地域生活支援事業は、函館市の責任で行われるサービスと北海道が行う専門性の高い事業や広域的な事業に分かれています。

利用の際の手続きはサービスによって異なりますが、利用の相談、申請は、函館市の窓口(福祉事務所障がい保健福祉課、福祉事務所亀田福祉課、各支所の福祉課)で行います。なお、障がい者が介護給付を希望する場合には、介護給付費の必要度を表す「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。障害支援区分とは、6段階の区分(区分1~6:区分6の方が介護給付の必要度が高い)からなっています。



●障害者総合支援法によるサービスの種類



●児童福祉法によるサービスの種類

概要

児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月から障がい児の通所支援事業が見直され、下記のとおりとなりました。

区分	事業内容
1 児童発達支援	児童発達支援センター、児童発達支援事業所で未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な支援や肢体不自由児に治療を行います。
2 放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
3 保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が、幼稚園や保育所等にいる児童に対し、専門的な支援を行います。

対象となる障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性を認められた児童も対象となります。

サービスの利用方法

利用の手続きはサービスによって異なりますが、利用の相談や申請については、函館市の窓口（福祉事務所障がい保健福祉課、福祉事務所亀田福祉課等）で受け付けています。利用にあたっては、所得に応じて自己負担が生じる場合があります。また、18歳以上の方が障害者総合支援法による介護給付を利用する場合は、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

支援

その4

障がい者(児)の福祉制度について 各種相談機関

相談窓口		
① 函館市福祉事務所 障がい保健福祉課相談支援・精神保健担当	函館市東雲町4番13号	0138-21-3302(身体・知的) 0138-21-3077(精神)
② 函館市福祉事務所 亀田福祉課相談窓口	函館市美原1丁目26番8号	0138-45-5482
③ 函館市子ども未来部 母子保健課(函館市総合保健センター)	函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1533
④ ぱすてる(障害者生活支援センター)	函館市石川町90番地7	0138-34-2611
⑤ 北海道函館児童相談所	函館市中島町37番8号	0138-54-4152
⑥ ハローワーク函館	函館市新川町26番6号	0138-88-1320
⑦ すてっぴ(道南しょうがい者就業・生活支援センター)	函館市石川町90番地7	0138-34-7177
⑧ 函館市南北海道教育センター	函館市湯川町3丁目38番38号	0138-57-8251

発達障がいについての 就学前の場合…… ① ② ③
相談は…………… 18歳未満の場合… ④ ⑤

療育手帳の相談は… ① ② ⑤ (18歳未満の場合)

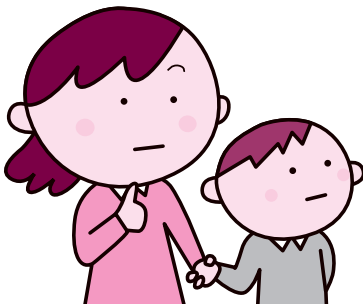
精神障害者保健福祉手帳の相談は… ①

障がい福祉サービスを
受けたいときは…………… ① ②

就学についての相談は… ⑧

就業についての相談は… ⑥ ⑦

こんなときは
どこに行けば
いいのかな?



上記以外のことでも何か心配事がある時は、
まずは市の窓口へご相談下さい

その他関係機関

(令和6年12月1日現在)

その他相談機関

あおいそら(発達障害者支援センター)	函館市石川町90番地7	0138-46-0851
つくしんぼ学級(こども発達支援センター)	北斗市追分7丁目8番8号	0138-49-0699
北海道立特別支援教育センター	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	011-612-5030
北海道教育大学附属特別支援学校	函館市美原3丁目48番1号	0138-46-2515

医療機関

はこだて療育・自立支援センター診療所	函館市湯川町2丁目39番26号	0138-36-0500
ゆうあい会石川診療所	函館市石川町41番地2	0138-46-6641
函館中央病院 小児科(発達支援)	函館市本町33番2号	0138-52-1231
かとうメンタルクリニック	函館市日吉町1丁目14番1号	0138-33-7000

親の会

北海道自閉症協会道南分会	函館市北美原3丁目2番10号	090-9430-1348
NPO法人函館手をつなぐ親の会	函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター内	0138-23-9566

児童発達支援センター

児童発達支援センターうみのほし	函館市日乃出町27番3号	0138-56-1541
つくしんぼ学級	北斗市追分7丁目8番8号	0138-49-0699
はこだて療育・自立支援センター はぐみ	函館市湯川町2丁目39番26号	0138-84-8591
にじのはし	七飯町本町3丁目18番12号	0138-65-3800
にじのおと	七飯町鳴川5丁目2番32号	0138-84-5810

※障害児通所サービスや日中活動系・居住系のサービスについては函館市で発行している『障がい福祉のしおり』をご参照下さい。

より良い支援のため

生育・医療・教育・療育・社会生活の5枚の基本シートからなる「療育カルテ」は、子どもの成長・発達へのより良い支援のために活用され、療育・教育・医療等からの支援を一貫・連続して行えることを目的としています。



療育カルテ

を書こう

めに



療育カルテ

「療育カルテ」とは？

「療育カルテ」は、一人の子どもの成長・発達へのより良い支援のために活用され、療育・教育・医療等からの支援を一貫・連続して行えることを目的としており、その目的を達成するための一つの方法として存在します。

5枚の基本シート（生育・医療・教育・療育・社会生活）からなり、その時々での支援、教育に携わる専門家と家族が記載していきます。

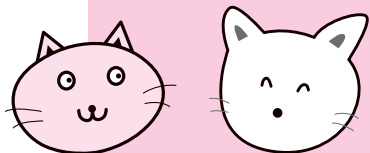
「療育カルテ」の利点

子どもと家族にとって

- 家族からの発信で子どもに関する情報が一元化し、共有され、子どもの共通理解が図られます。
- 情報の共有によって、子どもへの丁寧な支援や教育が可能となり、子どもと家族の願いや思いを大切にしたい引き継ぎがされていきます。
- 家族と関係者が一同に介した引き継ぎがしやすくなります。
- 地域の関係機関との連携がスムーズになり、地域社会への理解が促進されます。
- 緊急時に子どもの情報がすぐに把握でき、素早い適切な医療・療育・保育・教育等の支援が受けやすくなります。
- 行く先々の窓口で同じことを何度も説明しなくて済みます。
- 子どもと巡り会う関係者や関係機関が、子どもと家族を中心に連携することで、子どもの一生涯の一貫・継続した支援・教育が可能となります。
- 子どもの自分史となり、親亡き後も引き継がれます。

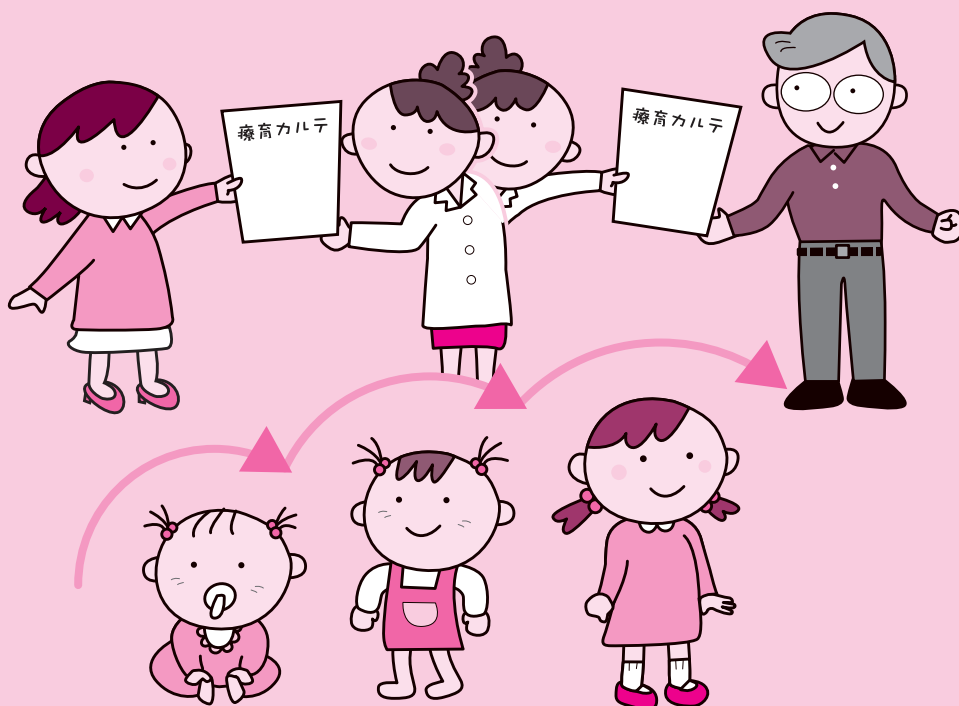
子どもと関わる機関にとって

- 家族との信頼・協力関係が築きやすくなります。
- 子どものこれまでのトータルな情報が把握できます。
- これまで、どの機関でどのような支援・教育を受けてきたかが把握しやすくなります。
- 療育・保育・教育の取り組みや支援の積み上げを、次の担当者や機関に引き継ぎやすくなります。
- 子どもへの支援や教育が一つの線で繋がっていきます。



「療育カルテ」が大切にしていること

- 療育カルテは、本人とその家族のものであり、家族が所持し、家族の判断によって必要なときに活用されます。
- 療育カルテの内容を「誰に」、「どの機関に」、「どの程度」、「どのような形で」提供するかは家族の判断で行われます。
- 家族から情報を提供された関係者は、知り得た情報を家族が了解した以外に活用することはできません。
- 療育カルテの記載者は、家族が中心となりますが、子どもと直接関わる関係者も含まれます。ただし、療育カルテに記載される内容は、最終的に家族の了解を得た内容とします。



次ページより記載のポイントと記載例を掲載していますのでぜひお役立てください。

療育カルテ〈生育シート〉

- 「障がい名・病名」には、主たるものを記載します。
また、診断に関わる経過を初診日や担当医師、相談内容について記載し、受診の経過を記録しておく、20歳で障害年金の申請書を記入する際に役立ちます。
- 「手帳等」には、判定を受けて、発行された内容を記載します。再判定を受けて、内容に変更があった場合は、加筆してください。
- 公的な助成制度や手当の受給があれば、口にチェックします。
- 「生育歴」には、母子手帳の情報を記載できます。検査については、実施した機関名や検査の種類、時期が解っていれば記載します。
- 「療育・保育歴」には、就学前に利用した母子通園や幼稚園施設、児童施設、保育園、幼稚園の名称と期間、利用頻度(週〇回)、担当者等を記載します。
- 「教育歴」には、学校名や在籍学級、担任名、寄宿舍・通学バスの利用などの情報を記載します。
- 「就労歴」には、会社名や施設名、担当部署と担当者名を記載します。
- 「備考」欄には、ショートステイなどの公的な福祉サービスや母子療養、ボランティアの利用状況について記載します。

※市では、一人ひとりの子どもの社会的な自立を目指し、学校や保護者、関係機関との共通理解を図り、連携しながら効果的な支援が行えるよう、療育カルテを参考にして「はこだて子どもサポートシート」を作成しています。

療育カルテ【生育シート】

記載例

ふりがな 氏 名	はこだて たろう 函 館 太 郎		性 別		生年月日	H17年 7月 7日		
住 所 TEL	函館市東雲町 4番13号		TEL 0138-21-3302 携帯TEL 090-xxxxx-xxxxx					
緊 急 時	函 館 花 子(祖母)		TEL 0138-21-3013 携帯TEL					
家 族 状 況	氏 名	生年月日	続柄	職業	氏 名	生年月日	続柄	職業
	函館 ちち	S47. 7. 7	父	会社員				
	はは	S48. 8. 8	母	主婦				
障がい名・病名		診 断 時 期		診 断 機 関 (担 当 者)				
ダウン症		H17年 7月 0歳頃		A病院小児科(B 医師)				
心疾患(心臓弁膜症)		H17年 7月 0歳頃		A病院小児科(B 医師)				



手帳等	身体障害者手帳 1種 1級 (障害名:心臓弁膜症)) 交付 H17年12月12日
	療育手帳 ■A ・ □B 交付 H20年12月12日
	■障害児福祉手当 ■特別児童扶養手当 □児童扶養手当 □その他()
生育歴	妊娠経過 : 良好 分娩経過 : 普通分娩
	在胎 38 週 ・ 出生時体重 2400 g ・ 身長 47 cm ・ 頭囲 32 cm
	発達経過 : 定頸 4 か月 ・ 四つ這い 6 か月 独歩 1歳 5 か月 ・ 始語 1歳 8 か月
	健診歴 乳幼児健診 4か月 (H17年10月10日) (A病院) 10か月 (H17年 5月10日) (函館市総合保健センター) 1歳6か月 (H18年 1月11日) (函館市総合保健センター) 3歳 (H20年 7月11日) (函館市総合保健センター) (年 月 日) ()
検査	
療育・保育歴	H18年 2月 児童発達支援 週2回 (Bさん) H20年 4月 ○○保育園 (C先生)
教育歴	
就労歴	
備考	(福祉サービスの利用など) H20年3月 ショートステイ △△学園 母入院時



療育カルテ〈医療シート〉

- 保険証の番号等の重要な情報を記載するので、取り扱いは十分配慮してください。
- 「予防接種」については、年齢によって受けた予防接種が違い、各自治体の計画によりますので、母子手帳に記載してある予防接種をそれぞれ記載します。時期については、初回の年月を記載します。
- 「既往歴」には、治癒した病気やケガについて、時期もあわせて記載します。
- 「備考」欄には、食べ物や薬などのアレルギーの他、皮膚炎や結膜炎、ぜんそくの状況といった、医療面で生活上配慮する事項について記載します。
- 「治療状況」には、通院や入院、検査の状況、服薬の経緯、期間ごとの経過を記載します。

療育カルテ【医療シート】

記載例

保険等	健康保険証 (記号番号)	子ども医療 受給者証	重度医療 受給者証	その他	
予防接種	定	五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) ①回・②回・3回・追加	水痘 1回・2回	ヒトパピローマウイルス (2価・4価・9価) 1回・2回・3回	小児用肺炎球菌 ①回・②回・③回・追加
	期	BCG ①回	日本脳炎 第1期 1回・2回・追加 第2期	ロタウイルス (1価・5価) 1回・2回・3回	B型肝炎 1回・2回・3回
		麻しん風しん混合 第1期・第2期	二種混合 (ジフテリア・破傷風) 第2期		
	任意	おたふくかぜ ①回・2回	インフルエンザ		
既往歴	病名	肺炎	水痘		
	罹患時期	H17年12月～ 2週間	H20年 5月		
備考	医療面で生活上配慮する事項、アレルギー(食べ物、薬など)				
治療状況	疾病名	医療機関・主治医	受診状況(通入院・検査)	服薬	経過
	心臓弁膜症	A病院 〈小児科 B医師〉	年4回通院	なし	様子観察
備考	〈診断書があれば添付 : 診断名・投薬名・注意事項他〉				血液型
					B
					平均体温 36.5



療育カルテ〈療育・保育シート〉

(基本的には療育・保育機関からの情報を家族が記載、または各機関の記録をそのまま添付)

- 「保護者の願い」には、教育への移行の方向性や保護者が願う将来像を記載します。
- 「園での様子」には、自由遊びや設定遊び、制作の様子や身の回りのことのほか、社会性やコミュニケーションの現状、活動する上で配慮する運動機能や感覚等の特性について記載します。
- 「目標の経過」には、重点目標の評価や達成状況、次期への方向性について記載します。

療育カルテ【療育・保育シート】

記載日(年 月 日)

機関名	〇〇保育園		クラス	うみ組
保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・お友達と遊べるようになって欲しい ・トイレで排泄ができるようになって欲しい ・簡単な動作や指さしで意思を伝達できるようになって欲しい 			
園での様子・現状や支援の方法	学 習	3色分けができる。クレヨンでグルグル書きができる。		
	身の回り	靴、靴下が脱げる。紙パンツ、ズボンを見せると片足ずつあげて、自分から足を通す。好きなものは、手づかみで食べられる。飲み物はストローで飲める。トイレは日中夜間ともに紙パンツ。		
	遊 び	手遊びや、お遊戯が好きで、音楽がかかると身体を揺らす。音の出るものが好きで、スイッチを自分で押して鳴らして遊べる。細かいおもちゃは口に持っていくことが多い。外では砂や水を触って遊ぶことが多い。		
	コミュニケーション	要求はハッキリしないが、嫌いな食べ物を出されたり、行いたくない活動に誘われると、不快を示す声を出し、手で押しのけたり。座り込んで拒否をする。有意味語はないが、発声はあり、表情も豊か。		
	社会性	誰にでも人見知りなく近づいていく。模倣は正確にはできないが、お遊戯では他児が踊ると手を叩いたり、身体を揺らしたりする。クラス(25名)程度の集団では表情良く過ごせるが、それ以上の集団になると萎縮して動けなくなったり、参加を拒否することがある。		
その他	あまり、騒がしい場面は苦手。体力がなく、疲れやすいので、外での活動は体調を見ながら行う必要がある。便秘しないように、水分補給と野菜を摂るように心掛ける。			
目標の経過	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日の生活の流れの中で、着替えの場所、食事の座席を固定し、場面でやることを理解できるようになる。 ○ご飯も小さなおにぎりにして、なるべく一人で食べられるように工夫し、食事の介助を減らし、自分で食べれる物を増やす。 ○拒否の表現があった時は、可能な限り児の気持ちを優先して、発信の意欲を高める。 			

記載者 〇 〇 〇 〇



療育カルテ
教育シート

(基本的には教育機関からの情報を家族が記載、または各機関の記録をそのまま添付)

- 「保護者の願い」には、支援の方向性や進路、本人・保護者が願う将来像を記載します。
- 「学校での様子」には、授業での学習の様子、課題への取り組み方、休み時間の過ごし方や身の回りのことのほか、社会性やコミュニケーションの現状、活動する上で配慮する運動機能や感覚等の特性について記載します。
- 「目標の経過」には、重点目標の評価や達成状況、次期への方向性について記載します。

療育カルテ【教育シート】

記載日(年 月 日)

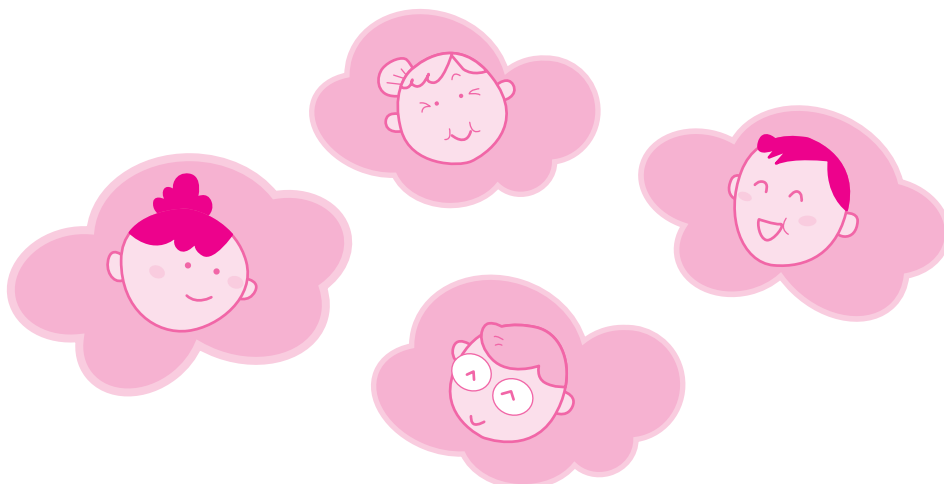
在籍学校	〇〇小学校		学年・学級	6年
保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・中学に進学したら就労に向けて、活動と結果の関係性の理解を学び深めていきたい。労働的な活動と報酬の関係が理解できるように、作業学習だけでなく、家庭を含め1日を通して取り組めるように相談して進めていきたいと願っている。 ・適切な表現方法でのコミュニケーションを身につけて欲しい。 ・スケジュール等の生活設計が自分で出来るようになって欲しい。 			
学校での様子・現状や支援の方法	学習	動作を伴う学習が有効で、操作すると具体的思考のイメージ化が図れる。視覚的支援のある学習が有効で、見通しをもった学習に欠かせない。機械的な記憶が強く、学習活動と行動・場面設定・関わり方を学ぶ。長所として一定のパターンのある学習が有効で、動機付けや手続きの変更の伝達法がポイントになる。		
	身の回り	食事は負荷の高いものであり、無理せずコンディションに合わせた量や食事時間の調整があると摂取できる。季節特有の変化に加え、生活リズムも徐々に崩れると修正が難しく配慮が必要。		
	余暇	絵本・ビデオ・DVD への関心が高い。ファンタジーを思い出しながら絵を描いたり、大人とやりとりしたり、独り言を言ったりする。簡単なごっこ遊びを楽しんだりもする。		
	コミュニケーション	学校では言語要求で済む場面も多いが、要求内容が不十分な時はお話ブックを活用するようにしている。文字の読み書きが可能で、簡単で文脈に応じた一語、二語文程度なら内容を理解できる。予定表では、文字と線画の視覚情報を併用している。どんな些細なことでも、書いて伝え共有することが効果的。		
	社会性	学習や活動でのルールやマナー等は、事前の交渉や確認が効果的で、状況によって自己評価の観点を盛り込むことも有効。コンディション不良の時は、ストレス耐性が極端に低下するため、当たり前でできていた約束が守れない状況もあり活動への配慮が必要。		
その他 (活動や特性への配慮等)	睡眠・食事・天候などに起因するコンディショニングの難しさが、ストレス耐性の極端な低下に強く影響する。そのため、聴覚刺激への過敏さが増したり、冷静にやりとりできなかつたりする状態を招くこともある。休息の取り方、24時間サイクルでの生活リズムの見直し、動機付け等の工夫により、今季はシーズンを通して安定して登校することができるようになってきた。			
目標の経過	適切な情報の取捨選択に困難な面があり、スケジュール提示法の配慮が必要である。今年は動機付けや活動の結果の関係性も学習され、主体的な参加も促せてきた。ただ、コンディションの不調など本人の困り感があった場合、上手に表現できず不適切な行動でしか表せないことも多く、誤学習に気がつけてきた。学年末からは騒々しさや突発的な声への過敏さが顕著で、音をかき消すために自ら音を発し、悪循環にもなり学習環境上の配慮が必要な時もある。セルフマネジメントに関しては、見えにくいものを顕在化すると主体的な判断を促せる。所要時間を意識して活動を調整するなど、捉えにくい判断基準を視覚化することで気づく力を引き出す。			

記載者 ○ ○ ○ ○

(基本的には福祉・就業機関からの情報を家族が記載)

- 「職場での様子の「作業・仕事」については、どのような仕事の内容で、誰とどのくらいの量の作業をしていて、受けている支援の方法についても記録します。立ち仕事なのか、流れ作業なのか、道具や工具を使うのか、補助具やチェックリストはあるのか、服装は制服か、持ち帰って洗うのか、更衣室やロッカーの利用はどうか等について記載します。
- 「休憩・余暇」については、一日の中に何回何分ずつあって、それぞれどこでどのように過ごしているのか。また、休日や連休の余暇の過ごし方や、利用している公共機関や仕事への影響についても記載します。
- 「コミュニケーション」については、本人にどのように伝えるか、話し言葉なのか、文字なのか、絵なのか、写真なのか、具体物を渡すのかを記載し、本人の表出の方法についても同時に記載します。
- 「対人関係」については、あいさつや話題の内容といった職場の上司や仲間との関係や、社会的な人との距離、場にあったマナーなどの現状を記載します。
- 「自己管理」については、給料やお小遣いの使い方や貸し借り、持ち物の管理、出勤日などのスケジュールの管理、食事や睡眠などの健康管理の様子と必要となる支援の方法を記載します。
- 「その他」には、移動や運動、感覚などの特性へ配慮していることや、作業量や新しい作業内容の教え方、場所や順序の変更の伝え方、賞賛や注意の仕方などについて支援の方法を記載します。
- 「特記事項」には、サークル活動や移動支援、ホームヘルプなどの福祉サービスの利用の他、ジョブコーチや就労・生活支援センターといった支援機関の利用の現状と支援の方法について記載します。

次ページへ



療育カルテ【社会生活シート】

記載日(年 月 日)

在籍		株式会社〇〇	年齢	25歳
職場での様子・現状や支援の方法	作業・仕事	8時半から18時まで機械の調整時間以外は同じ仕事をしている。同じ種類の材料をまとめて置いたワゴンから一つずつ取り、機械に並べる仕事をしている。材料を数えて確認し、伝票に鉛筆で記入し、責任者に報告し、チェックリストで仕事の進み具合を確認している。鍵のついたロッカーのある更衣室で制服に着替え、週末に持ち帰って洗濯をしている。		
	休憩・余暇	午前と午後に15分の休憩があり、自販機で飲み物を買って飲み、トイレに行くことになっている。昼休みは1時間で決まった席で弁当を食べられるようにしてもらい、残った時間は横になるか雑誌を読んで過ごす。休日は好きな電車の写真を撮りに自転車で出かけ17時頃には家に帰る。		
	コミュニケーション	興味のある話しはするが、正確に表現できないので、仕事の報告は伝票に書くようにしている。「材料がありません」等のようによく使う言葉は、見える所に表示して、見て言うようにしている。通常の指示は、2語文程度の話し言葉に身振り動作を合わせて伝えている。		
	対人関係	挨拶や返事は元気がよくほめられている。休憩時間に自分の興味のある話しばかりして、職場の中で嫌がられることがあり、同じ話題を1分以上続けない練習を職場の責任者と協力して行っている。		
	自己管理 (持ち物・金銭・スケジュール等)	以前、職場の人にお金を貸したことがあり、職場に持っていく金額を決め、小遣い帳に残金を記入することにした。休みの確認のため、勤務表を前月にもらいカレンダーに書いている。就寝と起床時間はほぼ一定。		
	その他 (特性への配慮等)	残業は前日までに退勤時間を伝え、バス時刻を確認。賞賛がなかなか伝わらないので、退勤時にチェックリストに判を押して賞賛し、注意事項は次の日のチェックリストに記入し、改善を図るようにしている。大きな声が苦手なので、注意は低い声で穏やかにしている。		
特記事項	(福祉サービスの利用など) 月に2回移動支援を使ってサークル活動に参加している。 2ヶ月に1度ボランティアとカラオケに出かけている。			

記載者 ○ ○ ○ ○



療育カルテ のページ

生育シート	31
医療シート	33
療育・保育シート	35
教育シート	37
社会生活シート	39

※ 療育カルテは必要に応じて切り取ったり、枚数が不足する場合は、複写してご使用下さい。



療育カルテ【生育シート】

ふりがな				性別			生年月日	年 月 日		
氏名										
住所 TEL	函館市 町 丁目 番号					TEL				
	市 町 丁目 番号					TEL				
緊急時						TEL				
						携帯TEL				
家族状況	氏名	生年月日	続柄	職業	氏名	生年月日	続柄	職業		
障がい名・病名			診断時期			診断機関（担当者）				
			年 月 歳頃							
			年 月 歳頃							
			年 月 歳頃							
			年 月 歳頃							
			年 月 歳頃							
手帳等	身体障害者手帳									
	種 級（障害名：			）			交付		年 月 日	
	種 級（障害名：			）			交付		年 月 日	
	療育手帳						交付		年 月 日	
□A ・ □B						交付		年 月 日		
□A ・ □B						交付		年 月 日		
□障害児福祉手当			□特別児童扶養手当			□児童扶養手当				
□その他（			）							

生	妊娠経過 : 分娩経過 : 在胎 週 ・ 出生時体重 g ・ 身長 cm ・ 頭囲 cm 発達経過 : 定頸 か月 ・ 四つ這い か月 独歩 歳 か月 ・ 始語 歳 か月	
	育 歴	乳幼児健診 4か月 〈 年 月 日〉 () 10か月 〈 年 月 日〉 () 1歳6か月 〈 年 月 日〉 () 3歳 〈 年 月 日〉 () 〈 年 月 日〉 ()
検査		
療育・ 保育歴		
教育 歴		
就 労 歴		
備 考	(福祉サービスの利用など)	



療育カルテ【医療シート】

保険等	健康保険証 (記号番号)		子ども医療 受給者証		重度医療 受給者証		その他		
	予防接種	定期	五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 1回・2回・3回・追加	水痘 1回・2回	ヒトパピローマウイルス (2価・4価・9価) 1回・2回・3回	小児用肺炎球菌 1回・2回・3回・追加			
BCG 1回			日本脳炎 第1期 1回・2回・追加 第2期	ロタウイルス (1価・5価) 1回・2回・3回	B型肝炎 1回・2回・3回				
麻しん風しん混合 第1期・第2期			二種混合 (ジフテリア・破傷風) 第2期	/		/			
任意		おたふくかぜ 1回・2回	インフルエンザ	/		/			
既往歴	病名								
	罹患時期								
	病名								
	罹患時期								
	病名								
	罹患時期								
備考	医療面で生活上配慮する事項, アレルギー(食べ物, 薬など)								

▶ 切り離して利用できます

治療状況	疾病名	医療機関・主治医	受診状況〈通入院・検査〉	服薬	経過
備考	〈診断書があれば添付 : 診断名・投薬名・注意事項他〉				血液型
					平均体温



療育カルテ【療育・保育シート】

記載日(年 月 日)

機関名		クラス
保護者の願い		
園での様子・現状や支援の方法	学 習	
	身の回り	
	遊 び	
	コミュニケーション	
	社会性	
	その他 (活動や特性への配慮等)	
目標の経過		

記載者 _____

在籍学校			学年・学級	年
保護者の願い				
学校での様子・現状や支援の方法	学 習			
	身の回り			
	余 暇			
	コミュ ニケーション			
	社会性			
その他 (活動や特性 への配慮等)				
目標の経過				

記載者 _____



療育カルテ【教育シート】

記載日(年 月 日)

在籍学校	学年・学級	年
保護者の願い		
学校での様子・現状や支援の方法	学 習	
	身の回り	
	余 暇	
	コミュニ ケーション	
	社会性	
	その他 (活動や特性 への配慮等)	
目標の経過		

記載者 _____

療育カルテ【教育シート】

記載日(年 月 日)

在籍学校		学年・学級	年
保護者の 願い			
学校での 様子・現 状や支 援の方 法	学 習		
	身の回り		
	余 暇		
	コミュ ニケーション		
	社会性		
	その他 (活動や特性 への配慮等)		
目 標 の 経 過			

記載者 _____



療育カルテ【社会生活シート】

記載日(年 月 日)

在籍			年齢	歳
職場での様子・現状や支援の方法	作業・仕事			
	休憩・余暇			
	コミュニケーション			
	対人関係			
	自己管理 (持ち物・金銭・スケジュール等)			
	その他 (特性への配慮等)			
特記事項	(福祉サービスの利用など)			

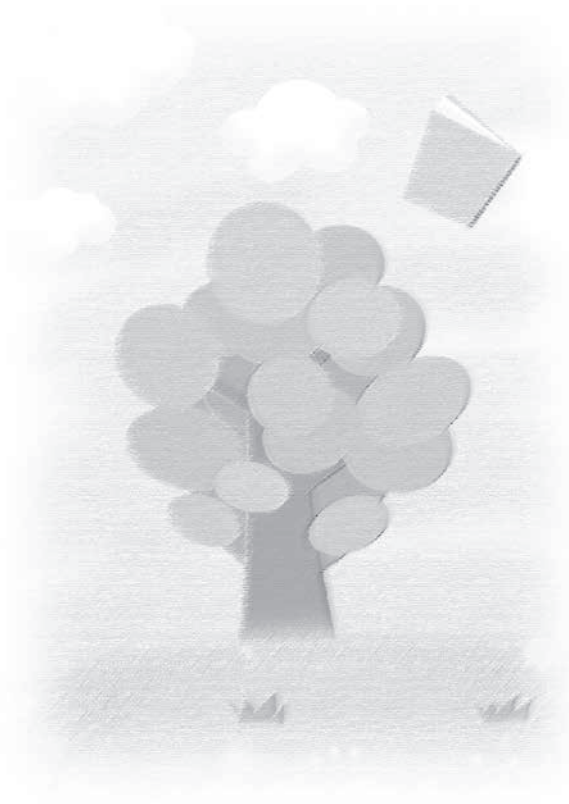
記載者 _____

療育カルテ【社会生活シート】

記載日(年 月 日)

在籍		年齢	歳
職場での様子・現状や支援の方法	作業・仕事		
	休憩・余暇		
	コミュニケーション		
	対人関係		
	自己管理 (持ち物・金銭・スケジュール等)		
	その他 (特性への配慮等)		
特記事項	(福祉サービスの利用など)		

記載者 _____



発行：函館市 令和7年3月
編集：函館市福祉事務所障がい保健福祉課
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
☎ 21-3302 FAX 27-2770
E-mail: fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp
印刷：有限会社 三和印刷

